



産業廃棄物処理施設変更許可証

平成30年5月25日

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地
氏名 オオノ開発株式会社
代表取締役 大野 剛嗣 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛媛県知事 中 村 時 広



許可の年月日	平成30年5月25日	許可番号	29循第634号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	(施設の種類) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに定める管理型産業廃棄物最終処分場 1基 (処理する産業廃棄物の種類) ①燃え殻、②汚泥、③廃油（タールピッチ類に限る。）、④廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧動植物性残さ、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑫鋳さい、⑬がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑭ばいじん、⑮産業廃棄物を処分するために処理したもの、⑯廃石綿等 以上16種類		
設置場所	愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番1		
処理能力	埋立面積： 90,300m ² 埋立容量：3,087,100m ³		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



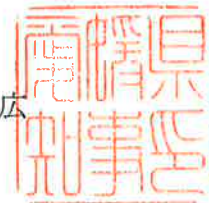
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年5月25日

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地
氏名 オオノ開発株式会社
代表取締役 大野 剛嗣 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛媛県知事 中村 時 広



許可の年月日	平成30年5月25日	許可番号	29循第633号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	(施設の種類) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに定める管理型産業廃棄物最終処分場 1基 (処理する産業廃棄物の種類) ①燃え殻、②汚泥、③廃油（タールピッチ類に限る。）、④廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧動植物性残さ、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑫鉦さい、⑬がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、⑭ばいじん、⑮産業廃棄物を処分するために処理したもの、⑯廃石綿等 以上16種類		
設置場所	愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番1、乙628番7		
処理能力	埋立面積： 135,600m ² 埋立容量：2,670,200m ³		
許可の条件	特になし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

一般廃棄物処理施設変更許可証

平成 30 年 5 月 25 日

住所 愛媛県松山市北梅本町甲 1 8 4 番地
氏名 オオノ開発株式会社 代表取締役 大野 剛嗣 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

愛媛県知事 中 村 時 広



許可の年月日	平成 30 年 5 月 25 日	許可番号	29 循第 650 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	(施設の種類) 一般廃棄物最終処分場 (処理する一般廃棄物の種類) ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、 その他の汚物又は不要物		
設置場所	愛媛県東温市河之内字大小屋乙 6 2 8 番 1 外		
処理能力	埋立地の面積 90,300m ² 埋立容量 3,087,100m ³		
許可の条件	特になし		
規則第 3 条第 7 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用検査前申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

一般廃棄物処理施設設置許可証

平成 30 年 5 月 25 日

住所 愛媛県松山市北梅本町甲 184 番地
氏名 オオノ開発株式会社 代表取締役 大野 剛嗣 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

愛媛県知事 中 村 時 広



許可の年月日	平成 30 年 5 月 25 日	許可番号	29 循第 651 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	(施設の種類) 一般廃棄物最終処分場 (処理する一般廃棄物の種類) ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、その他の汚泥又は不要物		
設置場所	東温市河之内字大小屋乙 628 番 1 外		
処理能力	埋立地の面積 135,600m ² 埋立容量 2,670,200m ³		
許可の条件	特になし		
規則第 3 条第 7 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用検査前申請書を提出し、職員の使用検査を受けること。		